

仕 様 書

1. 件名

三次元地理空間メタデータ連携システムの追加機能（データ整備とインターフェイス拡張）開発

2. 研究の概要

国立研究開発法人 産業技術総合研究所（以下、「産総研」という）では、各種の研究開発プロジェクトで整備された、三次元データを中心とする地理空間データ大量に保有している。これを効果的に公開し、他の組織も含めたデータ連携、データの相互利用を促進すべく、「研究DXのための情報基盤」整備として、G空間情報センターのメタデータ管理システムと連動できるメタデータ連携システム（以下、「現システム」という。）の設計開発と構築、およびその拡張を行い、試験公開に至った。

本件は、この現システムの開発および試用経験に基づき、試験公開環境に対してメタデータのインターフェイスの拡張とそれに伴うデータ整備等の機能を追加し、利便性を向上させるものである。

3. 作業の概要

現システムに対して、その試用経験や開発の知見を活かして次の3点での拡張を行う。また、産総研内での使用に対応できるよう、環境の整備を行うこと。

- 3.1 データ整備
- 3.2 インターフェイスの拡張
- 3.3 動作確認、産総研環境への移行、連携の実施等

4. 作業項目別仕様内容

4.1 データ整備

- 現システムに対して法務省2024年度データ（登記所備付地図XML）を格納すること。
- 妥当な性能やデータ単位で可視化できるフォーマットを打ち合わせにより定め（PMTiles, FlatGeoBufを想定）、そのフォーマットでG空間情報センターから情報を得て格納すること。そのフォーマットの表示プラグインを追加して可視化できるようにすること。
- データの量と種類については調達請求者との打ち合わせにより定めるものとする。

4.2 インターフェイスの拡張

- 現システムの試験公開における試用経験に基づき、インターフェイスを改良す

ること。

- 地図検索の改良：検索地図と結果表示画面について、統合を目標として改良すること。調達請求者との打ち合わせにより画面の大きさ、位置などを調整し、操作性を向上させること。
- 項目検索の設定と画面全体のレイアウト調整：地図検索以外の項目検索について、打ち合わせの上でレイアウトを調整し、地図検索と併せて検索指定画面全体のレイアウトを調整すること。
- 全体調整：利用者が操作しやすいよう、トップ画面からダウンロード画面に至るまで、全体の表示レイアウト、データ表示、検索画面を統一的に整理すること。詳細で不明な点が発生した場合は、調達請求者との打ち合わせにより決定するものとする。

4.3 動作確認、産総研環境への移行、連携の実施等

- 動作確認：
4.1で設計・整備したデータを格納すると共に、メタデータの投入から始まるシステムの一連の動作が問題なく動くことを確認する。
- 動作デモ及び説明：
調達請求者の求めに応じ、本システム一連の動作のデモに基づく簡単な利用説明の機会をTV会議で実施すること。また、開発中における進行状況の把握のため、履行期限内において一度以上の動作デモを行うこと。実施時期は調達請求者との協議の上決定するものとする。

5. システム開発者の能力、要件等

- ・本システムの開発には、地理空間データ公開およびオープンデータ公開に対する関する高度な知識と経験と運用の経験が必要であるため、過去にこれらの技術・プラットフォーム、ソフトウェアを用いた5年以上のシステム開発及びサービス運用の実績を有すること。
- ・データ連携を実現する相手であるG空間情報センター内で用いられている「CKAN-Geospatial」システムと互換性のあるシステムの開発実績およびデータ整備の実績を有すること。

6. 納入の完了

本作業は、4.3の動作デモが終了し、「9. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入されたことを確認して、納入の完了とする。受注者は確認にかかる作業を支援すること。

7. 貸与品

- ・現システムが稼働するAWS (Amazon Web Service) 環境。（アカウント等、利用のため

の詳細情報は別途提示する)

- ・ 調達請求者との打合せにより定める、現システムのスクリプト等から生成、提供されるデータのメタデータ
- ・ 現システムの納入物（ソースコード一式および関連ドキュメント一式）。

※電子ファイルは産総研ファイル共有方法（Box）により提供するものとする。

8. 納入物品

- ・ ドキュメント 一式

- ① メタデータ仕様書
- ② 取扱説明書
- ③ 作業報告書（試験報告書および評価報告書等）

①と②は貸与した現システムのドキュメントの改訂の形で納入すること。

- ・ ソフトウェア 一式
- ・ 整備メタデータ 一式

※いずれも電子媒体にて納入すること。

※USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと

9. 納入期限および納入場所

(1) 納入期限：2025年3月31日

(2) 納入場所：〒305-8560 茨城県つくば市梅園1-1-1

国立研究開発法人 産業技術総合研究所つくばセンター中央事業所
つくば本部・情報技術共同研究棟 6308室

10. 成果の取扱い

- (1) 産総研は、請負者がプログラム作成により得られた技術上の成果のうち産総研の仕様指示に基づくもの（以下「成果」という。）についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 請負者は、成果に係るプログラムの知的財産を産総研に開発委託代金支払の対価として譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 請負者は、検収終了後、直ちに別紙様式による著作者財産権譲渡証書及び著作者人格権不行使証書を提出するものとする。
- (4) 請負者は、産総研に対し、納品した成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、請負者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

11. 付帯事項

- ・ 請負者は、産総研担当者の求めにより、作業の進捗状況及び作業内容について報告し

なければならない。

- ・納入されたプログラム等における発注側の責めによらない納入後1年以内の動作不良等不具合については、その補修、調整等責任をもって無償で速やかに行うこと。
- ・本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- ・本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

13. 特記事項

サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスク

を回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。

- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとする。

- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認（立入調査）を得ること。

7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。

別紙様式

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

著 作 者 財 産 権 譲 渡 証 書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

受 注 者
住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
印

ソフトウェア作成受注契約 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約)
件 名

上記契約により作成したソフトウェアの所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に譲渡したことに相違ありません。ただし、上記契約締結前に自己所有していた権利は除くものとします。

著 作 者 人 格 権 不 行 使 証 書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

受 注 者
住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
印

ソフトウェア作成受注契約 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約)
件 名

上記契約により作成したソフトウェアの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）に係わる著作者人格権を行使しないことを約束します。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の承認を得るものとします。